

今昔參河奇談

今昔参河奇談序

【読下し文】

今昔参河奇談序

或問テ予ニ曰ク、古今著スレ書ヲ有リレ所レ為ニ。孔子著スニ春秋ヲ。為ナリ下周道衰微ニシテ而乱臣賊子接ニ迹ヲ当世ニ。是故仮リテ魯史ヲ一以テ寓シニ王法ヲ一撥ヒニ乱世ヲ一反中ノヲ正上也。如来

著スニ諸経ヲ一為下觀シテニ有無空寂ニ了ニ悟シ中道ヲ一講ニ大小権実ヲ一令中ニ衆生ニ勸レ善懲上レ惡ヲ也。安萬侶著ニ古事記ヲ一。為下撰ニ録シ帝紀一、討ニ覈旧辞一、削リレ偽ヲ定メレ実ヲ而流^{ツタフル}中後代上也。契沖著スニ代近記ヲ一。為下心^(匠)シテ

一黄

門需ニ、解シニ古書ヲ一説ク中歌意^上也。宣長著スニ直毘靈ヲ一

或(る人)予に問ひて曰く「古今、書を著す(は)為にする所有り。孔子春秋を著す。周道(周王朝)衰微して乱臣・賊子迹を当世に接す。是の故に魯史を仮りて以て王法を寓し、乱世を撥ひ之を正に反す為なり。如来(仏陀)諸経を著す。有無空寂を觀め、中道を了悟(あきらかにさとる)し、大小権実を講じ、衆生をして善を勧め惡を懲めしむためなり。安萬侶古事記を著す。帝紀(代々の天子の即位から崩御までの記録)を撰録し、旧辞を(上代、口承された伝説・説話・歌物語などを筆録したもの)討覈(調べ検討する)し、偽を削り実を定め、而して後代に流^{ツタフル}為なり。契沖代近記を著す。黄門(水戸光圀)の需^{もと}めに^もて古言を解し歌意を説くためなり。宣長直毘靈を著す。^{なまびのみたま}

為ナリ下不レ惑ニ異国之教ニ会中得セシムル神ノ為ルレ神道上也。

其余雖ニ諸史百家及閭巷之小説ト一有リ

レ所レ為スルレ矣足下枉ニ燒キニ膏油ニ費シニ紙筆ニ而著スニ

此編一所レ為何ソ耶。予答テ曰ク、為ナリニ捧腹解頤一也。

問者呵々大笑シテ曰ク、有ルカナレ所レ為ニスル哉有ルカナレ所レ為哉。

捧腹解頤絶倒シテ而去ル矣。予心ジテニ同志之乞一

將ニス上脱レ藁ヲ從來文才乏シク不レ得下咄嗟ニ為上レ章

故記シテニ所ノ説之意ヲ一。以テ為スレ叙ト。

天保庚子仲春

磯泊散人識

印・印・印

異国の教に惑わず神の神たる道を会得せしむるためな

り。其の余諸史百家及び閭巷(民間)の小説と雖も為にす

る所有り。足下(あなた)枉に膏油(灯火用の油)を焼き紙

筆を費し、而して此の編を著す。為にする所何ぞや

と。予答えて曰く、「捧腹(腹を抱えて笑つ)解頤(口を大きく開い

て笑つ)するためなり」と。問つ者呵々大笑して曰く、「為

にする所有るかな、為にする所有るかな」と、捧腹解頤絶

倒して去る。予同志の乞に心じて將に藁(稿)を脱す。従

来文才乏しく咄嗟に章をなしえず。故に説く所の意を記し

て以て叙となす。

天保庚子(十一年一八四)仲春(陰曆二月の異称)

磯泊散人識

政香 三善 保葉

目録

慶雲タナヒキ 霰レ天ニ

鳳鳥降ル山ニ

奉ニ獻シ赤引ラ

織リヲ為ス神服ラ

生ジ木連理ラ

獻ス岐良々ヲ漢名雲母

旧塚出シ蜂ヲ

長篠聚ム蛸ヲ

崑崙航シ綿ヲ

西竺渡ス鐸ヲ

獲エ巨蛇鱗ヲ

覩ミ大蟹出ラ

壬生ノ奇牛ヲ

千倉ニ子ヲ

龍宮怪火

天狗漁獵

利趣得レ仙ヲ

定基帰スレ仏ニ

枯木ノ夜火

油淵ノ火玉

雨スコト物ラ如シレ灰ヲ

得テ妖ヲ為ス月ヲ

天降シニ五石ヲ

雲積ルコト四尺

楠公暫ク蟄シ

高德匿ス跡ヲレ

上宮投シレ石ヲ

満仲踏ムレ巖ヲ

犬鼻出シレ絲ヲ

犬頭嚙ムレ蛇ヲ

隱座処ノ杜

絵女房塚

参河悠紀ユキ

美作主基スキ

南海ノ屋楼

御津ノ龍燈

西浦燐火

ウフメツカ
産夫馬塚

塩津潮水

能登瀬湯

井田野ノ燐

ヨウラク
古井瓔珞

枝下源吾

大山嘉右衛門

拾ヒ如光ヲ於リ於リ淵ニ

縛ス雷公ヲ於リ於リ井ニ

万歳楽舞

浄瑠璃始

浅畑大蛇

吉田三蛇

ちよかん
龍城猪糞

ウミウシ
大嶋海獺

カケマ ヨシヤウ
欠間ノ櫂樟

テシトウ
天道ノ大杉

舞木鬼女

アマキ
甘木備後

ケイシスイ
一茎四穗麦

タイシ ホウワタ
一蒂四房綿

ウシチ
牛地ノ巨桜

トンヒウツ、シ
鳶尾躑躅

オククン ヲム
奥郡ノ鸚鵡

サキリ ユスルキ イツシセキ
佐切ノ動石 又一指石上云

イハキ
神代巖木

東大古瓦

ミウチサワサウサンセウイラ
箕打沢 鯢魚

仏法僧鳥

海老化石

参河奇談

参河国渡邊政香輯録



ケイウン タナヒ
慶雲天ニ靄ク西京雜記云、五色雲瑞為り、三色喬ト為ス黃色。吉ト為ス。

大日本史 四十六代 孝謙天皇（重祚して四十八代称徳天皇の時の事）

神護景雲元年八月八日乙酉、参河言ヌ、慶雲見ルト。
（きやつん）（七七七年）

六百僧ヲ西宮寢殿ニ召シテ齊ヲ設ク。僧徒進退復マ威儀無シ。手

拍ウツテ歡娛スルコト一ニ俗人ノ如シ。十六日癸巳、宣詔す、慶雲

屢見シハ、あははるルヲ以テ神護景雲ト改元ス。天下ヲ赦ゆるス。

政香按スルニ、西京雜記曰ク、瑞雲ヲ慶雲ト曰ヒ、景雲ト

曰フ。雲五色を慶ト曰フ。

慶雲或ハ郷雲ト曰フ。雲ノ外赤ク内青キ之ヲいっ喬雲ト謂フ。

雲一色喬ト曰ふ亦瑞雲也、以律の反（以律の反ハ喬の讀みの説明、以、律 *ritsu* *itsu*）

又按、韓退之かんたいし（韓愈カモ）慶雲ヲ賀スル表に云ク、「五彩五色

光華徧ク覩ルべからずと。

詩ニ曰ク

空ニ倚リテ霧に非ス亦煙に非ズ 郁々紛々トシテ五色鮮ナリ。化

シテ奇形ヲ作シテ物態ニ隨ヒ、散じて文錦ヲ成ス。自ラ天機ヨノツカ

聖世。生民何をか幸甚シ、天膽（胆）（安定している）として大平

時ニ見るを得。

又按スルニ

日本後記（紀）（八〇一年桓武）延曆二十年秋七月丙戌（延曆二十年の壬支）、

参河国、慶雲見続日本紀同意

按

類聚国史（一） 同秋七月二十六日丙戌、参河国慶雲見

按

げんこうしゃくしよ (七六七年称徳天皇四年)
元亨釈書^{卷二十三} 高野皇帝二年八月奏ス、慶雲見^{あらは}ルト 秋八月癸巳、神護景雲^下改元ス。

一尾三莖、十二濃淡薄き金翠を成す。言ふべからず、人未だ其の名を知らず、一日の終ニ三尾を落ス、得て以テ之を献ず

鳳鳥山を降る

政香曰、鳳凰来る故ニ寺ヲ鳳来寺ト云、談叢^并參河志各蹤^{あと}の跡(蹤^{足跡})を併見るべし

くじほんぎ (六〇二年)
旧事本記(紀)云、推古天皇十年壬戌、皇太子三十一歳の御

時、閏十月、參河国司言^{もふ}「本国桐生山桐樹有^り、伝え説^いフ

木、連理ヲ生ジ

神代之樹ナリト、其の長四十九丈。圍二十九尋^{ひろ}。枯枝半^{エタなかば}ヲ過^クク

其の中虚洞^{ニシテ}恰^{あたか}モ大宝龍樓ノ如シ。其上時^ニ雲霧を発し、

大日本史^{卷一十六} (八五八年清和天皇) 天安二年戊寅正月十九日壬子(十九日の干

且大雨降る、枝三寸尋^{十敷}、異鳥是の枝ニ棲ム。其の長八咫余、

支、參河言^{もふ}さく「木、連理ヲ生ス」と

尾ノ長^サ一丈余。全身五色。金翠^{ニシテ}紅紫の光有^り、

文徳実録^{卷十}、此に同じ

岐良々ヲ献ス 雲母ナリ和訓 岐良々キララ

続日本紀卷六 (七十二年元明天皇) 和銅六年五月、又大倭參河をして並ニ雲

母ヲ献せしむ

三才図会卷六十 六丁 続日本紀云、元明天皇和銅六年大倭參河・陸

奥をして並ニ雲母を献せしむ、今亦和州之産ヲ上ト為ス、而

して少シ之有これ、參河、雲母山多く出シテ良シ、江州、之ニ次ク

凡其の礦おもそ あらがね ヲ取うす碓うすヲ以テ略碎す、則ち小片ナ為シ、桶

ニ投シテ足を以て躡ニツリテ粉ト為ス可シ

本草綱目啓蒙云、雲母參河国に生ずるを以テ上品ト為ス

政香曰、八面・浅井両村の山ヨリ多く生ず、一葉松を

按ずるに云、山綱・羽栗山ヨリ出ス、又宮崎山より生ス

崑崙綿こんろんヲ航ス

大日本史二百四十三卷 (七九九年) 崑崙国部曰、桓武天皇延暦十八年七

月、一人有りて、小船ニ乗ジテ漂テ參河国ニ至ル、布ヲ以テ

背ヲ覆ヒ犢鼻とくび (ふんどし) 有ツテ袴無シ、左肩紺布ヲ着ず、形袈

裟に似タリ、年廿可バカリ、身長みなたケ五尺五分。耳長サ三寸余。言

語通ぜズ、何国人と知れず、大唐人等、之ヲ見テ僉ミナ曰ク、

崑崙人ナリ、後、頗ル唐音(日本語のこと)を習フ、天竺人ト謂

フ、常に一弦琴ヲ弾ジ、歌声甚ダ楚ダナリ(哀楚)、其の資物ヲ

問フ、実の如き者有リ、綿種ト謂フ。其の願に依ツテ川原

寺に居らしめ、之ヲ許ス、即ち身に隨ふ物を売ツテ屋ヲ西

郭外に立テ、路边行人皆停りて止息ス、其の人始め綿種

を持ちて来リ、試ニ紀伊に分ツ、後チ遷テ近江国分寺に

住ス、十九年四月庚辰、流れ来る崑崙人如実綿種ヲ以テ

紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊予・土佐及び大宰府

等諸国に賜フ、之を植シム

類聚国史第百九十九殊俗の部(西尾市史では同第二一九としている)、此二同シ

古老伝(不詳)曰、上古、崑崙船泊る処を三河国幡豆郡ハツル

天竺チクト云、後改めて天竹村テンチクといふ

西笠鐸チクヲ渡ス

三代実録卷四貞觀二年八月十四日辛卯(八月初日が戊寅)、参十六丁

河国銅鐸ヲ献ズ、高サ三尺四寸。径一尺四寸。渥美郡村松山ヲタリ

中に於テ之ヲ獲タリ、或(る人)曰、是れ阿育王あいくおう(アシヨールカ王)の宝

鐸也

閑田耕筆かんてんこうひつ卷一(文政四年一八二二年)過つる四年壬子歲閏二月十五日より十

七日に及び、三河国

渥美郡神戸郷谷之口村の池塘ちとつ(池の堤)を修補するとて掘出セ

し一奇物有。銅鐸高サ三尺四寸、厚サ二分、重サ九貫目なる

もの一枚、又重サ八貫目なるもの一枚、同じく地紋の彫刻

甚密也、昔貞觀二庚辰歲(貞觀二年の壬子)八月十四日辛卯、三

河国銅鐸一を献ず、高サ三尺四寸、径一尺四寸、渥美郡村

松山中に於て之を獲たり、或曰、阿育王の宝鐸也と三代実

録に見えたり、其の村松山中も此谷の口を去こと、今の里

数四里に不足とぞ、又近年小キ銅鐸を此辺より掘出すこと

八時々有と云、貞觀の時既に分明ならぬ物なれば、今考べ

からずと、古仏寺の物ならんとおぼし、千歳を経てふたつ

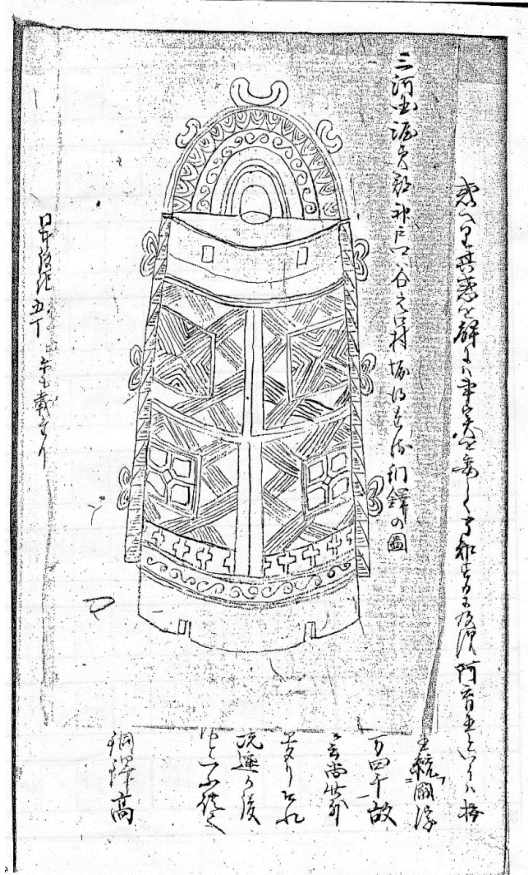
露出たるも奇なりあらわれいで

銅鐸図 閑田耕筆二載たり、併見るべし

政香曰、三代実録二阿育王の宝鐸と或人の語りたるよ

り世の人多く(次頁の図 挿入紙「銅鐸図」)

(挿入図(貼り紙)の文字「三河國渥美郡神戸郷谷之口村掘得たる銅鐸の図」)



惑へり、其の惑を解とくに八事実を委しく了知するに及ばず

阿育王というハ、按 釈迦方志通局篇(不詳)曰、仏滅度一

百一十六年、東天竺国に鐵輪王有て閻浮提を統すづ。仏靈

骨を収おさめ 鬼神を役使し、一億人家エ為ニ塔を起る。四海

の内合わせて八万四千を起す。故ニ九州の地並遺塔有リト云。

是(阿脱カ)育王造る所北周厲王れい之時ニ当レリ云。尚此の外

神州三宝感通録。及び釈迦譜。阿育王伝。釈迦方志。(以上西書

不詳)等ニ見エタリ。それ周厲王の代八大御国神代の末ニ当りて

寺塔を建たる伝へなし、況遙か後欽明帝の御代初めて寺を

建たり、是阿育王の塔鐸ニあらずといふ証也

又銅鐸を掘得たる所八按

日本紀略云 (八十二年嵯峨天皇) 弘仁十二年五月丙午、播磨国有人地あるひとを掘りて

一銅鐸を獲たり。高三尺八寸、口径一尺二寸、道人どうじん云 阿

育王塔鐸ト戴せ

日本後記(紀) 卷十五 五丁 にも載たり

續日本後記(紀)云、承和九年六月辛未、若狭国銅器を進(八四三年仁明天皇)

其の体頗る鐘に似たり、是れ地中より掘得たる所也とあるも銅鐸ならんか按

扶桑略記(四卷)云、七年戊辰、近江国志賀郡に於て奇異なる

宝鐸一口掘出したり、高さ五尺五寸

同記(六卷)云、和銅六年七月丁卯日、大和国宇太郡の人銅鐸を

長岡野地中に得たり、而して之を献す、高三尺、口径一尺、

其の製常(ナリ)異、音律呂(雅楽の十二律の律と呂)協(かな)マ所司に勅(シ)

テ之ヲ蔵スとも見へたり。此外(ツクテ)三河国作手山中より銅鐸(ツ)

掘得たり、一ツは砕け一ツは全(まじ)し、其の形耕筆(閑田耕筆)

に載る如し、予慥(ニ)此を見たり。又同国の中(ニ)て掘得たる

所多くあり、何ぞ阿育王の銅鐸大御国(ニ)かくも多くあらん

や、伊吹能舍大人(いぶきのやのうぢ)云、伊吹能舍(伊吹能舍、平田藤胤の号)大人(気吹舍、大人、学者)の曰く

「阿育王の銅鐸と八仏者の偽(ニ)して

実八神代の宮殿に用ひ給ひし古器なり、後世地中より掘得

たる上代の器(カタチ)形よのつねならざる物あり、此等を見て

も神代の古器なる事を知るべし」と

因(チナミ)云、天保の頃、尾張国熱田白鳥(ニ)て掘得たる古器の

図を見て上代の器物。何の用をなす事(トミ)。凡急(ニ)古より

知られざるを思ふべし

壬生奇牛

扶桑略記(卷廿九)云、七十七代後冷泉天皇治曆二年丁未七月廿

七日、十六日参河国解状(八月)諸官序から、太政官又は所屬の上役に提出する公

文(書)称す管宝飯郡渡津郷住人壬生真世領する所の牝牛、去

七月廿七日辰一点を以て産所(こし)犢牛、其の体三尺許(ハカリ)、

毛色亦斑(赤)、額腰少(シク)白々、四牙有り、一尻二尾七足有り、

其の足例(シ)如シ、自余(その他)二三足前後の足裡後に相添(フ)、

一足腹際前^ニ有^リ、一足八腹下に有^リ、膝下自相^ヒ分^レテ已^ニ

一蹄^ラ生^ズ、凡七足八蹄有^リ、又一尻臍下股裡に有^リ、具^{ツツサ}

ニ其の体^ラ凶^{シテ}相副^テ進上^ス、但^シ、彼牛領主真世、其の奇^{カノウシ}

怪^ラ恐^レ子細^ラ申^サず、打ちて斃^了ス、老^者、神祇官陰^{ヘイジヨウ オビタマハテヘリ}

陽寮等をして之^ラ占申^サしむ処^〇神祇官占申して云はく

「天下病事有^ルべし」と、口舌死^ラ致^ス所者、陰陽寮占申

すと云ふ

千倉三子

大日本史 桓武帝二十年己六月十四日甲辰、参河国碧海^(八〇一年)

郡女子一^トニ三子^ヲ産^ム、稲^ヲ賜^フ

日本後記^(紀) 卷四^{二十四} 桓武天皇延暦二十年辛巳六月甲辰、参河国

碧海郡人漢人部千倉賣^{一ト}ニ三子を産^ム、稲三百束^ヲ賜^フ
あやひとへ め

政香按^ニ、他例^ニ扱^レバ、三百束下、^{マサ}心^ニ乳母^{ニテ}年粮料

正税^ヲ給^ヒ有^ベし

又玄珠^(密カ)蜜語^(不詳)を按^{スル}ニ云、人三子を生^ハ大平^ヲ主^{ツカセ}

とあり、此等の心ありて三子を生^ズるをバ殊に賞

し給^ヘり、又按

大日本史^{卷十七} 天平勝宝二年庚寅秋七月十八日甲辰、
四十六代孝謙帝年号(七五〇年)

摂津・参河の女子一^(ト)ニ三子^ヲ産^ム、並^ニ正税・乳母^ヲ賜^フ

続日本紀^{卷十八} 孝謙天平勝宝二年六月、参河国海直玉依賣^{四丁}

一^(ト)ニ三児^ヲを産^ム 海^ヲ碧海郡^ト為^ス

政香曰、文政年間、碧海郡棚尾村農夫、一^(ト)ニ三

児^ヲを産^ム、三^ニな女^ナなり。松竹梅を以て名とす

利
理修仙を得る

(欄外の記事)

鳳来寺縁記(紀)云、仙人八山城国端出(正)(はまき)郡二葉之里高

加茂の老翁間賀之介都岐磨ツキマロが子也。慈母瑞夢に感ず、金

人(金色の人、すなわち仏)来りて口二入ると見て則孕めり、欽明

天皇の御宇三十二年か庚寅年四月七日午の刻に誕生あり、利

修童子なつと号く、後忽然として当山の一ツの峯二来る、夢中

二五台山の長秋仙人来り千年の寿を授る故に其峯を千寿

峯と号す、其の後又万寿をさずける事あり、其の所を万

寿坂と云、人王五十七代陽成天皇の御宇元慶がんぎょう(八七八年)二戊戌年、

仙人二百九歳時、勝岳の深屈に入定し、當来(来世)慈氏(弥

勒菩薩の異称)の下生げしじょう(仏が世の人を救うためにこの世に出現すること)を待ツト

いへり。勝岳八本堂の戊亥二あたり、奥の院の道筋也、今

二時として振鈴の音を山人など聞ことありと云

近世拾遺物語(不詳)、一名古今拾遺物語

「鳳来寺元和元年(一六二五)回祿(火災)、慶安二年再建の節(一六四九年)

地中より箱を得たり、尋常のぬり桶の如し、内に髑髏あり、何人の

髑髏なる事知らず云、寛珠院代官庄田某かたれり」

定基仏ニ帰ス

続世継物語 卷九 まことの三ちの段

其二河の^{定基}もはかせにお八して大江のうちかんだちめ^(上達部)

(三位以上の公家)の子におはしけるが、三河のかみになりて国

へ下り給けるを、たぐひなく(とくべつに)おぼへける女を^(具)く

しておはしけるほどに、女ミまかりければ、かなしびのあ

まりとりすつるをもせで、なりさがるさまを見て心をおこ

して、やがてかしらおろして都にのぼりて物など

こひありきけるに、もとの女にてありける女、われをすて^(乞ひ歩き)

たるむくひに、かゝれとこそおもひしに、かくみなしたる

ことなど申ければ、さとくぞ仏になりなんとて手をすりて

よらじびけるよぞつたへかたりつる

物ヲ雨スコト灰の如シ

(在位天長十嘉祥三 八三二八五〇)
五十四代仁明天皇御代、灰の如き物降たり

大日本史 卷廿五 (承和五年 八三八年)
五年戊午、七月従り是の月に至り河

内・参河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・武蔵・上総・美濃・

飛弾・信濃・越前・加賀・越中・播磨・紀伊等相続き言フ

「天物を雨スコト灰の如シ」と。

政香曰、安永八己亥年十月三河国灰降たるを掃ひ集め紙袋ニ入て己^{ヲノカ}

が家にも珍藏セリ、日本史^(衍)所謂灰の如シト云物の類^{イハユル}なるべし^{タクヒ}

妖ヲ得テ月ヲ為ス

楠公暫ク蟄スかく

神武創業録(不詳) 卷一 (一五四三年)
天文十二年癸卯正月大(の月)八日、

弦月残テ震に及フ

巨燧咄(炬)ニ云、通俗大平記(太)ニハ、楠正成、赤坂城を落ての
後を誌さず

西川如見(江戸時代前期の天文家・地理学者)曰、月輪ハ遊輪ノ不

同ニ因テ日輪ヨリハ (徑力) 度差多キ者也ト云ヘドモ、或ハ史

水戸本大平記(太)ニハ、正成 赤坂を忍出て三州高橋の庄ニシ
ルベ有ツテ蟄居す、其より二年間鎌倉又ハ諸国の様を窺サマけ
るとニ云

記ノ孝景本紀ニ所謂月北辰ノ間ニ出ルト。或ハ此八日ノ月

白雪(太田白雪、『三河国 葉松』著述の協力者)、若かりし時、拳母

ノ晨(夜明け)マデ残ルガ如キ大ナル差ハ有ベキノ理ナシ。是

真ノ月ニハ非ズシテ妖星ノ類ヒ、月ノ如ナルモノ地上漸ク

郷永田尹之を案内として彼楠かのが旧跡を尋るに、楠と云処あ
り、暫居住とハ云ながら、名将の楠住ける地とて多門寺と

三十町ノ間ニ繋リテ残月と見ゆるならん、と云

云道場を建立の処もあり、夫さへ今八畑アザナの字のミ残れり

高德跡ヲ匿スカク

大日本史曰、兒島高德、備後二郎ト称ス、備前の人也、其

の先本姓三宅氏、父範長ト曰フ。高德夙ニ書を読むを好ミ、

後醍醐帝、笠置に在テ兵ヲ聚メ勤王を謀ルニ方かたんしテ帝、賜フニ

錦旗ヲ以テス、中略、高德、後、終る所を知らず

政香曰、兒島系譜を按ずるに、(一三六八―一三七五) 応安年中備前の国

を出、伊勢ニ来、後、三州伊保ニ住すと載たり、子高

興八兒島ニ良、後、三宅二郎、三州梅ヶ坪ニ住ス、伊

保、伊保堂(ママ)を領ス、是レ高德、三州移りての子也、

委しく*参河志に載す、併見るべし

犬鼻、糸ヲ出ス

今昔物語卷五三 十五 犬頭得蚕糸語

今八昔、三河国ノ郡司、妻ふたりをモチて兩人にコカヒ

(蚕養)サセテ糸多く得タリ、然ルニモトノ妻ガ蚕、イカナ

ルコトニヤ皆死ニケレバ、夫ウトミテヨリツカズ、カ、

リケレバ家もマツシク、人モナクナリぬ、妻八スサフタリ從者二人

バカリニナリテ心ボソクカナシキコトカギリナシ、然ルニ

蚕一ツ、桑の葉ニツキテクラヒケルヲ見ツケテ取テヤシ

ナイケルニ次第に大きにナリヌ、コレ一ツ養ヒ立テモ何ニ

カハセムト思ヘドモ、年来養ヒツケタルモノノ三・四年

絶て養ハザリシニ、メヅラシク養カふ程に其家に白き犬を

カヒケルが、此蚕ヲ物のフタニ入テ桑喰ヲ見て、ツトヨ

リテ蚕ヲクラヒケリ、蚕一ツの故ユヘニ犬をウチコロスベキニ

ハアラネド蚕一ツヲダに養ヒ得ざる宿世スケセなりケリト

アハレニ悲シクテ、犬にムカヒテナキテをりたるに、此犬
フトハナヒタルニ鼻の穴ヨリ白き糸ニ筋バカリサシ出タリ、
アヤシク思ヒテ其糸を取テヒケバ長く出るをワクニ巻付タ
ルニ、イカホド、ナク出ルヲ、又別のワクニ巻ツク、カク
の如くしてニ・ニ百のマキニマキトルニツキセネバ、竹の棹
をワタシテ掛タリ、猶ソレニテモツキセネバ桶トモニ巻
四・五千両バカリ巻取テ後、糸ツキ尽ニケレバ犬ハタヲレテ死
ケリ 以下略

政香曰、全文八三河人物誌(不詳)ニ載す、併見るべし

犬頭、蛇ヲ噛ム

蛇 後風土記ニハ蝮蝎トアリ

(和) 倭漢三才図会 卷六十九
十二丁

(一五七三―一五九二) 天正年中、領主宇津左門五

郎忠茂、一時獵シテ山ニ入ル、家ニ白犬有り、從ヒテ走リ
行テ一樹下ニ到ル、忠茂俄に睡眠ヲ催ス、犬、傍ニ在リ、

衣の裾を咬テ引ク、稍ク寝ム、復タ寝ル、犬頻リニ枕頭ニ吠ク、忠
茂熟睡ヲ妨ルト怒テ腰刀を抜き犬頭を切る、頭、樹梢ニ飛テ大
蛇頸に噛着ク、主、之を見、驚き蛇ヲ切裂きて家に還リ、犬
ノ忠情を感シテ頭尾を両和田村に埋ム、祠を立てテ之ヲ祭ル

参河悠紀 ユキ

美作主墓 スキ

日本後記 (紀) 卷九 五十二代嵯峨天皇 辛 丑 参河国悠紀ト為リ、美作国主墓ト為ル

三代実録 卷一 十九丁ウ (ウ)半紙を真ん中で二つに折り、折り目の右を表とし、左を裏とし

て綴じたときの表をオ、裏をウという(是日)卷一、清和天皇、貞観元年夏四月十五日祭、

神祇官地ヲトス ほく

参河国幡磨郡 頭カ 悠紀ト為ル、美作国英多郡 あいだ 主墓ト為ル、十

一月十六日丁卯(貞観元年十一月十六日祭)、車駕、朝堂院齋殿に幸 いでま

す。親 ミツカ ラ大掌祭ヲ奉 (書) シユ

政香曰、委しくハ*貞観儀式ニ見えたり、併見るべし

悠紀・主墓といふ意ハ、古今餘在抄 九卷 百五十 (不詳)悠紀ハ

清まハる心、主墓ハそれに次心 ツケ なり、悠紀・主墓ハ仮

名と心得べし、参河国、悠紀の地を試 ニ いはゞ、同郡

齋藤村 サイトウ ニてハあらざるかとおもハる、藤の字ハ後世 ニ 替

たるにて、古八齋戸 サイト と書たるか、齋戸といへバ後釈

のことにて、八柱の神たちを齊祭 いつき する処なる故ニ齋戸

といふとあれば、大嘗会 (大嘗会) の悠紀たるによりて其地を齋

戸といふかとも思ハる、戸 ト を処 トコロ といふ事ハ

古事記 三卷 四十二丁 立処・伏処・被処と見え

弘仁私記序 ニ 曰ク、古語、居住 ヲ 謂 ヒ テ止 ヲ 為 ス ともあり、

又按

参河国神明名帳 従四位下 サイクウ 二宮明神 式外座 幡豆郡と

あれど サイ 二の字考へず、もし齋と同字ならば伊勢の齋宮

と八殊にして神祇官齋院に擬する心にて、悠紀の地に

神を祭りし故 サイ 二宮と称するかとおもハる

同郡 ニ 丁田村あり、古八長田と奉るか

秋の寐覚(不詳)ヲ按ずるに、長田村、參河国ニあり

夫木集(抄)ニ 静なる長田の村に住人のかりつむいね

のさかりなきかな

此等ニ扱ヨりて案アずれば、悠紀の旧地にてハあらざるか

とおもハる

(貼り紙 後筆)
敬雄云、長田村 秋寐覚
二八 丹波トアリ

赤引を貢獻シテ(目錄には奉獻とある) 赤引 倭多抄 安加比(古)吉

神服を織作ス

令義解(養老令の官撰の注釈書) 第二神祇令第六一丁 孟夏神衣祭

謂伊勢神宮祭也、此神服部等かんほとり 斎戒潔清ニシマ 參河、赤引

神調系を以テ神衣を織作す。又麻績連等をみのむらじ麻ヲ績テ以て

敷和衣ウツハタノミンを織、以テ神明に供ス、故ニ神衣と曰ふ

政香曰、四月十四日東參河の女兒、繡衣祭として此日フンゾマツヒ

八機を織り物を縫事を休むハ古よりのならハしなり、

岩(ノ)く、唯東參河のミならずおのが家も古来より此

日織縫をなさず、古風を廃すること無し

旧塚蜂ヲ出ス

倭漢ニ才図会卷六十九 十七丁 信玄堂 在信玄村

武田の一族、一万余討死ス、體ラ此の地に埋ム。信玄之亡靈

ガ蜂ト化シテ群飛シテ人ヲ螫さス、大恩寺 演管上人これ之を弔シテ亡魂ラ慰

ス、今に七月十六日松明を焼キ、里民踊躍スルモ亦其遺風也ナリ

三河柵補松曰、津具村・下谷村・伊奈海奈海道以上四ヶ所(ママママ)

(欄外記事)

「因ニ云、五雜組

唐・宋以前 皆社曰^ラ以て針糸を停^ム而して其の從て起る所を知
ら^ズ。

呂公忌て云、社曰、男女業^ヲ輟^ル(やむ)ルコト一日否寸八則令^ニレ人
レ聴、始^テ知^ヌ、俗^ニ伝^ハマ、社曰酒^ヲ飲み耳聾^ヲ治^ス者^テヘリ、此^レ
為^スニ而して針糸を停^ム者亦此を以て也」政香案^ニ、唐土言^ハガ
為^スニ針糸^ヲ停^ム、本朝八神服を織るが為に其日をかしこ^ニミて針
線を休すなす業八同じくして敬不敬相^スること遠し

塚墓あり、信玄塚ト云。此塚より大蜂数万出、之に依り信

州伊奈海道往来止^ム。(一五七三・九三) 天正年間三・尾・遠三州の寺院之を

弔祭る故ニ怨靈鎮^ムると云

長篠蛸聚^ル アシナガ クモタコ 字彙曰、蠅 蛸 虫 荆州河内之膏母ト謂

宮嶋伝記(不詳)云、古老物語(不詳)曰、長篠陣の後、吉川下

蛸集る事夥し、前代未聞の奇談なり、蛸八人の血を吸フ物

にや、戦場の死骸の血を吸ふかといへり

蝦蟇闘諍がま

古伝云、安永三年正月六日より八日迄三日の間、岡崎六供(一七七四)

に蝦蟇数百匹集り闘諍す、三日の間同刻(じ)になると、其の

後行方しらず

因云、続日本紀云、称徳帝時神護景雲二年七月肥之八代郡

蝦蟇(マ)陳列ハカ広サ七丈可ハカり、南向去及日暮、不知去処

桓武帝時延暦二年五月蝦蟇二万許從摂州難波南行池列三

丁可ハカり、入四天王寺内悉去ル

著聞集云、後堀河帝寛喜二年(一一三三)年(一一三三)年(一一三三)年夏日かやのあんどの高陽院殿南有堀、

蝦蟇数千群カマヘヲ為ス、左右相構テ而戦フ、或咬殺シ半死ス、如此

数日京師人争テ之ヲ見ル

大日本史卷七十三本紀七十三明德十五年(戊)戊子春二月六日

乙酉蝦蟇有リテてい(屋敷)権大納言足利義持第二闘フ

其外蝦蟇合戦少なからず

蛟龍「うしろめい」(みずちと龍)しよじ嘯吟せういん(口をすぼめてうなる)

古老伝(不詳)曰、(一七七一—一七二五)正徳年間、吉田駅人、設楽郡

蘭目村長泉寺ニ行しに、寺より四・五丁前の山中に

ヒウ、と鳴物あり、何ならんと木を分けて見れ

バ六・七尺の蛇、木に登り居て口を開、空ニ向ッて

啼也、不思議ニ思ひ見たるに、俄に其ほとり黒雲覆ヒ

闇夜の如くなりて疾風迅雷(激しい雷)夥おほいき故よふ々寺へか

け付、此事を語れば、寺僧答曰、蛟龍なり、此辺に八おほ

く如斯事あり、幸さい早く立退たる故ゆゑ難なし、と云

巨蛇の鱗ヲ獲とリ

古老伝曰、設楽郡須美村夏目安兵衛と云者、新城井道と云所

にて松の大木、川端に有しを曳あげんとせしに、松の木にあ

らず、大蛇なり、忽ち淵に入ル故早々遁歸りて二・三日過ぎ

其所に行て見れば、大おほ五・六分程の鱗八枚あり、此内五枚

八新城領主御蔵へ納め、残り三枚今に家蔵とすと云

大蟹カニ出ルヲ観ミル

(一七二六 一七三四)享保年間、幡豆郡富吉村今八富好にて大雨の節、山

崩れ蟹出る大おほ六尺ばかりと云

因云、蟹の大なる形八古今書(不詳、古今の書「カ」)に載す

る事多し、其略をいはゞ頭陀物語(不詳)云、沢蟹、大おほ

三・四尺、その最も巨なるに至りて八丈余にも及ぶも

のあり、甲の上に八苔むして草木を生し、眼の光天を

射、蟹ハサミを抗足あげを運めぐらして人を喰ふ事折ふしあり

玄中記(不詳)云、天下之大物、北海之蟹有リ、一蟹ハサミを拳テ

能よく山上に加トモ身八水中ニ在リ

山海經云、姑射国せんがいきょう、大蟹こや八在海中蓋千里之蟹也、又女丑(ママ)

有大

蟹広千里と注セリ

堅瓠統集(不詳)ニ云、唐天宝間宜城劉成カ舟中、蟹呼仏を聞

ク子ラッスルカ^二云^一 かくる怪談蟹にいと多し、尚又

李石^カ続博物志(不詳)ニ云、蝮^{シヨウ}蟬^{ハツ}大者長尺余、両螯^{ハサミ}至強シク

八月能虎^ト與鬪^ト、虎^{シカ}如^ル、大潮^二隨^一ひ殻を退。一退一長ス

廣異記(不詳)ニ云、蟹^{カニ}と山神と鬪ひし事を載たり

燕石^(雄)祿志^{卷四}十五^丁 併見るへし

龍宮怪火

古伝云、三河と尾張知多郡の間、其海に初ハ一ツ二ツ火の

見えたる

思ふ内に一里も連なり、又八二里三里五里も連なりて見ゆ

る内に、前の火より漸^{セン}々に消へ跡なくなる、是を古より龍

宮の火と申伝えてかくある事と心得、怪しむ人もなかりき、

しかハあれど、人も吾もかんがへの及ぶかぎりハ論^{ろんじ}たき

事にぞ侍り、試^{コトロミ}に考へいはゞ、先^{まず}しらぬ火の類なるべし

日本紀(日本書紀)七^十卷 五月壬辰朔(景行天皇十八年条)、芦北^{カキ}從^リ船^ヲ

發^{シテ}火国^ニ到^ル、是に於^テ日没^シヌ也、夜^{クラク}冥^{シテ}岸^ニ著^クコトヲ知

ラズ、遥^{カチトリ}ニ火光を視^ル、天皇^{タケチ}挾^{ヒノモト}抄^ニ詔^テ曰、直^{モト}ニ火処^ヲ指^セ

因^テ火^ヲ指^テ往^ク、即岸^ニ著^{コトヲ}得^{タリ}、天皇、其の火光の処^{もと}

問^{ヒテ}曰、何^{ニト}謂^邑、邑^{云ムラ}国人^{ヤツシロアガタ}対^テ曰、八代^{ヤツシロアガタ}縣^ニ豊村^ニ亦尋

ヌ、其の火、是れ誰人之火^{シカレ}、然^{シカレ}ドモ得^ズ、王^コ茲^ニ知^ヌ○人火^ニ

非^ズ、故^ニ其の国^{ナツ}名^{ケテ}火国^ト曰^フ

古事記^{五卷}伝^{十二丁} 此火の事、国人の説に云く、肥後国の海に松

は^{オキ}セの澳^ト

云と云るに竜燈と言て今もあり、年毎の七月の末より八月ころまで見ゆるうちに、八月朔日の夜八殊に多し、宇土のあたりの山よりよく見わたさるゝなり、そのさま世に挑(提)燈と云物の大サに見ゆる火、初にハ一ツ二ツあらハれて其やうやくに分れて数多くなりゆきて、さかりなるほど八幾千万ともしられず、大かた海上豎横三・四里のほど、おしなべてみな火になるなり、風ふけバ火すくなく、雨ふる夜ハ見えす、さて其火のもゆる時に其海を往来船を遠く見渡せバ、火の中を行と見ゆるを、船にてハさらに火見ゆることなく、たゞつねの如くなることぞ、按

冠辞考四卷 十七 しらぬいの部頭書二曰、今の世までも北国の海上に火の光あり、といへり

日本紀・古事記によれば、しらぬいの類タケヒなり、又按珍書考(不詳) 西天ノ沙海の一隅、常ニ幽火もゆる、玄奘沙門、是を名付て修羅の火と云、畢竟修羅の業火真如浄法相の海に相尅ゲンの幻火と説り、此を以て案ずる時ハ、日本の筑紫の火も沙海の火にたとへて修羅の火といふべきを、世人誤てしらぬ火と云る事、正イヘル疑なしと思ふ、と虎関禅師ガ徹睡録(不詳)の三卷廿五丁に載たり、情案ツラツラするに、虎関禅師などの弁を以て考るに、成程修羅をしらぬ火と古への人とり違へたる事疑なし但、歌書などにてハシユウをシラとわけて仮名を通ハせて云。ノを又とハ是もノと又と仮名通ずる故にわざと物のしれぬと云コトをしらぬ火と云歌の心を通せて読るにや、其歌書の心ハそれにもせよ、常ニ云ず八本語の

通。修羅の火と唱てよしといへども

政香案ニ、珍書考の論。業火と云。相尅の幻火ゲンなどとい

ふ事、仏経ニ八あれども大御国の古伝に^{いまだ聞かず、}

珍書考の説八。暫さし置。先大御国の古伝によりてい

はゞ筑紫ニあられたる火八神火にて、天皇ニ泊ハツる地

を知らせ給ふ也、後ニ肥後国松はせの澳と云所の火、

七月の末より八月ころまで見ゆる内ニ。八月朔日の夜

殊に多しとあるニつきて考あり

一宵話第二編わりのこ卷二 兼人の説に八海中の火八皆魚類の光り

とす、惣じて魚窟みずちの一種（鱗氣楼を起すと云い）を陰処におけ

バ火光あるもの也、夏秋の間に出るによれば海水の天日の

陽気に焦げてひかりをなす也

一宵話の首書曰、海水も雨後に八暫時ひからずと云

又曰、石首魚せきしゅぎょ（魚「いしもち」石持）の異名）殊にひかるとあれば

政香案ニ、七月より八月の間ニあれば夏天の炎日に焦

れて潮水のひかる也、又まれにひかる八魚類のひかり

とおもはる

化篇（不詳）を案ずるに、海水杖ヲ以テ之ヲ撃テリ、火星勃然

たり、載たり

誠に夜中海水を撃て八いっしょく尽くひかるを見るべし、又

按

文選海賦に、海夜ニシテ火燐リン々とある八海水の火の如くひか

る也

西洋漢土ニひるまで海水にひかりある八其証アカシあり、

いかで龍宮の火といはん

天狗漁獵

碧海郡・幡豆郡西の海に古伝に天狗の漁獵といふ事あり、龍燈(神社に奉納する灯火)と八異にして僅に一ツ二ツ見ゆる也、然共漁獵の輩笑声を発し或八高く物語すれバ忽其船の傍に到る事以前よりも早し、其火かげを窺見れバ、鼻高き異人或八顔赤き異人あり、漁人此に逢へバ、草履或八わらじの類を頭にいたゞきて船底に臥し、或八早々船を返して漁せず、是八天狗の漁獵なりとて昔しよりおそるゝ事大方ならず、按ズルニニ

柵補松一、東三河辺雨夜に八高山より挑燈(提灯のこと)ほどの火出て河端に寄り、其火数百二分れ夥敷見ゆる也、此を天狗の漁獵なりと云、勢州辺、悪路神の火と同じと載たり、東三河にも天狗の漁獵ありと知られつ

一宵話第二編一卷十一丁 或年の六月廿六日、知多の浦より歸

る船、海中にて火の玉に行逢たり、其火の中に鬼か人か夥しく見えたりといふ、此火の中にあらハれし物を平家の亡魂ならんと評すれども何のゆかりもなきにかゝる所へ(来る)くべき由なし、中略 知多の船の火中に物の見えしといふ八おのが影のうつれるをも変化ぞともはん事、心と目とにあれば平家の亡魂とも源氏の幽霊ともさだめがたかるべしも(衍字カ) 裳 書載せ、又知多の浦の怪火を漁人の篝火をたき乱髪にて煬り居たるを見驚きたるなりといふ、さもあるべし、怪を見て○怪とせざれバ怪ハ 自 消るといゝ伝ツタヘたるハむべなり 政香曰、世に天狗と称する説○マチ、区々ニして一ならず、其略をいはん

倭漢ニ才函会^{二番}丁^一日本紀舒明天皇九年二月十一日、大星

(六三七年)

東從リ流テ西^ス、便^{スナハチ}音有^リテ雷似^{トシ}。僧^{みん}旻曰、流星に非^ズ

是天狗也。是歲、蝦夷に兵有り。

芸苑曰涉^ニ云、凡物天狗ト名^{ケル}者^一ニシテ足^ラス矣。

史記天官書、天狗、大奔星(光^ツテ飛^ル星、流星)の如き声する有

り、其下^テ地は止み狗に類^ス、墜^ルつる所及^ビ之を望^ムに火

光炎々として天を衝^クが如^ク。

南參書(不詳)天文志曰、永^(後漢和帝の年号西暦九一一年)元三年夜、天開^テ黄色明

照^リ。須臾^{しゆゑ}ニシテ物有り。絳色(濃い赤色)ニシテ小甕^{せんぜん}ノ如^シ。漸^{ぜんぜん}々

(次第^ニ)大^サ倉廩(米くら)の如^シ。声隆^タトシマ、雷大湖中に墜

つるが如^シ。野雉皆^な雉^ク。世人呼^テ木^(ママ)殃(ワザワイ)と為^ス。

史臣案、春秋緯天狗、大奔星の如^シ。声有^リ、之を望^ム

火の如^シ。見^{ルトキハ}則^チ四方相射(光^ク強^ク照^ラス)。

漢史(不詳、漢書のことカ)云、西北三大星有^リ。日状ノ如^シ。名^ケテ

天狗ト曰^フ。天狗出^{ルトキハ}則^チ人相食。

天官云(前出)、天狗状大鏡星の如^シと。又云、大流星の如^シ

と。色黄にして声有り。其れ地止^ハ狗^ニ類^ス。

墜ル所之を望むに火光炎々トシテ天を衝くが如し。其上銳すざとカ

リ。其下円ク数頃田けいでん(百畝ノ田地)の如し。見ルトキハ則血ヲ千里に

流る 軍ヲ破リ將ヲ殺ス

漢史又云、昭(照ノ意)明下天狗ト為る。下ル所兵起リ○血流ル 昭

明星也

洛書(不詳)云、昭明見あらしはレテ而○霸者出ツ

運斗枢(不詳)云、昭明、芒角ぼう(芒のように細く鋭い光)有ルハ兵の徴しるし也ナリ

河国云(不詳)、大白(太白星の略 太白星は金星の異称)散ちテ天狗ト為ル

漢史又云、星出ル有リ。其状かたチ赤白、光有リ。即天狗と為ス

其下小ニシテ足無シ。下ル所○国、政を易かえル。衆説同じからず。

未だ孰いずれが是ナルカラ詳かにせず。乱凶之運ヲ推おスニ(推論スルニ)

此レ其必ず天狗カ平

述異記(不詳)曰、康熙壬子四月廿二日黎明、錢塘(中

国ノ奥名)西北郷に孫姓の者有。門尚未だ啓かず。隣人夙しゆニ起

テ孫屋脊上を見ルニ一物有リ。狗に似テ人の如ク立ツ○頭鋭ク

(康熙帝十一年一六七二年)

喙くちばし（くちばし）上リ半身赤色○腰以下青シ。靛てん（あい色）尾の如し。

慧ほつき（ほつき）ノ如シ。長サ数尺、驚テ孫ヲ呼テ之を告ぐ。甫（男子の美称）門ヲ開ク。其の物上シテ雲際ニ騰リ忽チ声を発シテ霹靂の如

シ。委蛇（うねりまがるさま）屈曲西南ニ向テ去ル也。火光上リテ迸烈（ほうりつ）

トシテ慧ノ天を掃く如シ。時ヲ移シテ乃ち息（や）。数十里内皆其の声ヲ聞ク。亦其の光を仰ぎ見る者有リ。所謂天狗ナリト。地

ニ墜ツる声○雷の如き也。甲寅、逆藩の乱有リ

又星經龍尾九星之一、天狗有リ。是レ星ニシテ天狗ト名（なづ）クルナリ

西陽雜俎（不詳）、龍王ノ身光曼流迦ト曰フ。此ラ天狗ト言フ。是

龍ニシテ天狗ト名（なづ）クルナリト

山海經、陰山獸有リ。其状（し）狸の如クして白首○名（なづ）テ天狗ト

曰フ。其音榴榴（た）。以（て）内（けものあしあと）を禦（し）す可（し）

杜甫天狗賦、色（さんげい）狻猊（からし）に似（て）小、猿狖（ゆ）（黒色のさる又は尾長

さる）ノ如し

王鼎焚椒録 悉く参河志雜部ニ記（る）。以下ニレ此

汪若海麟書（不詳）

佩文韻府三泰記（不詳）を引（テ）曰

李杲食物本草曰（不詳）

爾雅（じが）

天中記（不詳）

伊世珍カ琅環記（不詳）

魯語

説文（せつもん）（説文解字の略）

正字通（せいじつう）（中国の字書 十卷。明の長自刻撰。清の夏文英刊「字彙」の体例にならう。）

白澤国（不詳）

南康記（不詳）

抱朴子ほうぼくし（書名、八巻、晋の葛洪カツコウ（号は抱朴子）の著、道家の書で神仙の述を説

き、道德・政治を論ずる）

荆楚歳時記けいそ（書名、一巻、梁の宗懐ソウリンの著、楚の国の風俗を元旦から除夜に
いたるまでを述べている）

神異経（不詳）

大平廣記

河東裴鏡はい（不詳）

神社考六卷
七丁（神社私考のことか？）

古事記伝二卷
七丁龍樹靈狐などのたぐひも、すぐれてあやしき

物にて可畏カシコければコタマバ神なり、木霊と八俗コタマにはゆる天狗にて

漢籍ちみ二魍魅ちみなど云たぐひの物ぞ、書紀舒明卷（日本書紀舒明天皇の

卷）二見えたる天狗八異物なり

又、源氏物語などに天狗こだま（夢の浮橋帖）と云いることあれ

バ、天狗と八別なるがごと聞ゆめれど、そ八当時世に天狗

ともいひ木霊とも云るを何となくつらねニるにて実ニ一つ

物なり

玉だすき二卷
十丁（不詳）天狗の事を誌セリ、併見る（へ脱カ）し

政香曰、曰衆説に拠れば、天狗の漁獵シツといふも誣シツたる

（いじむ）にあらず

枯木夜火

寺津村東、カレキノモリ枯木杜あり、巨海(ヨミ)村ニ属セリ八幡の小祠あり、

雨ふらんとして風静なる夜火出す、寺津村白山杉或八巨海

杜の高樹ニのぼりニツ四ツ五ツニわかれて地に降り又一ツ

ニなり、或ハ一ツニて八面山までも往く時あり、いかなる因ヨシ

にていづる其訳を知る人なし

古老曰、名劔の地中ニありて其氣の顯るゝならんといへど

も劔氣八其処の上ニ建て他へ往来すべからず、思ふに山鳥

八此地ニ住すまわざれば青鷺・雉タケヒの類なるべし、其証下ニ誌す

倭漢三才図会七十四卷 四十六丁凡野外之陰火いんか、河内平岡火氣朱萑すい(み

みずく之類而從來一種の生類也、好事者漫みだりニ事立のル而已

同六十七卷 二千二丁星梅樹ニ降ル在相州金田村疑ふらくは是れ鳩鵲コヒサギ・蜘蛛クモヒ

の類カ乎

按ルニ、螢火ハ常ナリ也、狐火モ亦希イタチ アラサギナラズ、鼬・鳩鵲皆神出

る有り、凡霖(リン)霖(長雨)霽ほく(小雨)闇夜人声無し。則、燐出ツ

矣、皆青色而焰芒無シ也

一宵話第二編卷一青鷺・山鳥・雉、夜中ニ飛べバ皆光る

常陸のあか井がたけより見れば遥ニ火あり、鳥なりと云

山鳥八尾に星十二あるが、殊にひかるよし、山中のいへり

光の高からぬ八雉の字を塀の高サ一丈の事に用ゆるにて

もしらる

蜀山の宝鶏の祠の神八山より山へ渡る時、其光長くつゞき

ニ云と声するよし、雉・山鳥の大なる物なるべし、惣じ

て山海の火八皆陰火にして昼見ゆる事なし

陰火に十三種あり

但、唐大(太)の火神八昼あらはれていとおそろしき事

なりと昔よりいひ伝ふ、此神長サ式丈ばかりもあらんか、

山を出る時雲にのる、其雲朱よりも赤く、往来の道は必し

ぐるに其雨亦血の如し、毎年出るか又稀なる事かいまだ其

証を審せず

天(一七八一 一七八九)年間いでに出し時八唐太よりソウヤの(一宗谷)パウカクベツ

ノ崎へ来り、暫時留る様にてまた唐太の方に歸れり、蝦夷

にも此神を仰見れば或ハ氣絶し或は熱病煩らふよしなり、

此の何の神ならん、大龍金龍などとやいはんか

揚州(中国今の江蘇省江都)石霸の民、暁発せんとするに門内にて

火光忽チ

呻ソウ々トシテ騰り上らんとす、ワツト叫びッ、鋤にて撃てハ手

ごたへして地に墜つ、よりて見れば金龍にて首は牛釜の

如し、おそろしながら埋メ置しが、後に掘出して見れば

真の赤金(銅)なり、これより其家大とめに富りとなん、蝦

夷の地八金山多しといへば此唐太の神八(其カ)玄山ノを

守らせ給ふ神にもあらんかといふに、人々扱は此神祭り

八大福長者になられんものをとよろこぶ、小人八利に喩

るところいふべけれ

油淵火玉

碧海郡西端と一本木との間ニ淵あり、油が淵と云、雨

降らんと致し風静なる夜火玉出ヒノタマす、西八高取辺、東

八米津渡場

辺まで来る、人声を聞時八立去る事以前よりもすみやかな

天、五石ヲ降シ

り、古今人ニ害をなす事なし

創業録（不詳）廿五卷 設楽郡日近の邑震動シ四五寸許ノ石五ツ

例云、火の玉八蟾蜍ヒキ（せんよひきがえる）の化して飛ぶにて

降ルト云

子子ホウフリ（ぼうぶら）の羽翼を生じて蚊となるも同じ事也

三才函会卷一十五丁 大明万 萬子歳十二月廿五日、四川順慶

政香案ニマ 或八高取村ニ至り或八米津辺に至るを見れ

府ニ風無、雲無、雷忽震動、石墜つ、六塊カタマリ、重サ八斤 或

バ往来の道遥なり、此に扱りれて考るに、蟾蜍ヒキに八あら

十五斤・十七斤 小者重サ一斤或十余兩（両）

ずして枯木杜なる青鷺・雉の類なるべし

高麗文宗王（第十代）正月当宋嘉祐二年（北宋の嘉祐二年（一〇五七））黄

州隕ル石声雷の如シ。其の石列ツラナルトコロ 上ノ礼司奏シテ曰、昔秦、

星墜つること有りと。晋唐以降比比トシテ（しばしば）之有これり。

此れ常の事也。災祥アツカ（わざわいとさいわい）に間ラズず。今以異と

為る者妄也。遂ニ其の石還ス。東国通鑑 五雜組ニ云。星之地

に墜ミ石と為る、尺寸許に過のみゆる耳。

雪積ルコト四尺

創業録卷八 (一五七八年) 天正六年戊寅二月(小の月) 小 四日、参遠二州大雪深

キコト 四尺余と載たり

政香曰、積雪四尺余を奇談二載たるを北人間かば常と

して分枉の輯録といはん歟、然ども二河国八大雪といへ

ども尺に満たず、況や四尺余をや、是奇にあらずして

何ぞや

上宮投石(上宮二聖徳太子のこと)

碧海郡岩根村松韻寺イシの庭二高三尺余、困一抱余の石あり、

古伝二曰、守屋大臣、聖徳太子へ投テつけしを弓にて払ヒ

給ふ、其石三ツに砕けて、一ツハ参河国二とゞまる、其処

を岩根と云 今碧海郡磐根村是也

但シ、一ツハ播州、一ツハ奥州二とゞまると云、委

しくハ。太子伝二見えたりと云、予、いまだ太子伝を

読まず。故二其証アカシを誌シルさず。是非二おゐて八博識の考

をまつ

白雪(大田自實、前出)の録せる二河記古墳部二石塚 碧海郡岩根村

二あり、往昔聖徳太子二夷等大石ヲ打付ル、メサレタル黒ノ駒ノ

御鞭ニテハネサセ玉ヘバ、一ツハコクウニ飛ヒ渡リテ幡州石投浦イシナゲ

二トゞマル、残一ツハ二河国岩根二トゞマルト云リ、太子伝記二

も似タル事有カト覺ユ、追テ考ベシと載せたり

満仲踏殿

幡豆郡苾宿村氏神境内に石有、高地を出ること四尺ばかり、地中に入る事いくばくありや、いまだ試に掘見る人なし、故ニ其深サを知らず

古伝曰、多田満仲陣馬踏ム所ノ石ナリ也

政香案ニ、苾宿に満国寺と云寺あり、吉良満国君の菩

提寺なり、故ニ寺号を満国マンコクニと云此寺後年同郡味濱村ニ

遷る、今八味濱村ニあり

満国クニを満仲と取違へたるかとおもハる、然どもいまだ其証を見ず、是又博識の考をまつ

因云、日本紀七卷此等の類タケヒの伝あり、併見るべし

カクレザトモリ
隱座処ノ杜

幡豆郡苾宿村ニあり、塚ニツあり、其中大なる八圍ニ四十間余あり、塚上ニ小祠あり、樹木生茂りたり。是をカクレサトと云。俗伝ニ此塚を二度左廻れば必奇異ありと云、里

人ニ間に古今其驗ありと云、東ニある小塚を鎧塚エロリと云、西ニあるをホウクハン塚と云政香案ニ玉冠が、いまだ其証をみず又一説ニ西の小塚を

経塚と云、此三塚の由縁、古今伝る人なし

政香案ニ、上古高貴の御方の塚なるべし、神代に神の

現在世を去り給ふを神隠れ給ふとあり、御身を隠し

給ふ故ニ神隠れと古言にいへり、サは座にして、いま

すを云、トは処にて古言ニ伏処クミトのトにてをる処

を云なり、御身を隠し給ふ処と云古語なるべし

今昔物語を案するに、日向国高千穂の峯にカクレザトト云

処あり、此も愚案の如く御身を隠し給ふ処トコロといふ古語に

八あらざるか、博識の考をまつ

絵女房塚

額田郡明大寺村一あり

古伝ニ云、何れの御代にかありけん、帝の御夢に女を見給へり其容叡慮に叶ひしかバ、図をもつて諸国を捜し給ひし

脱カにニ、参河国明大寺村ニ図ニ似たる女あり、都へ具ケせ

られて終ニ宮女となる、其女、遺言して、吾死なバ参河国

明大寺村ニ葬るべしと云、遺命ニ依りて此地ニ葬ると

政香曰、国史・旧記を案するに、いまだ其証を見ず、

是又博識の考をまつ

南海屋楼

参河国渥美郡五十子崎に屋楼おいは顕るゝと古より云伝へ

たり、葺、屋気楼などいふもの海辺の人八おりノ、こ

れを見るといへり、こ八屋といふもの八形アマレウ螭龍によ

く似たるが気を吐ことあるとなん、其気空中に立の

ぼりて宮殿楼阁エガ画クごとくあら八るゝとぞいふなり、

唐土にて八屋楼とも又海市とも名づけたり、亦

一説に屋八其形蛇の如くして大きなり、腰以下鱗八

ミな逆だてりともいふ説あれば、亦その状螭龍に似

て角あり耳あり鬣ありて紅色といふ説もあり、又雉

と蛇と交れバ屋を生むと聞え、或八屋八是龍なり、

池及井にある時八気を吐きて雨をなし、海にあると

き八気を吐て宮殿をなすといへバ、世俗の可謂龍(所)

宮城八屋気楼を訛伝なまりへてあらぬ事さへいふにや

(欄外記事)

けんたつば

「乾闥婆城(= 屋氣楼)

翻訳名義卷三 大論云、日初出時見城門樓檣宮殿、行人出入スルマ

日転高レハ転滅ク、但、眼見可ハカリにして実有り無し、けんたつば 榼闥婆城と名

づく

(慧ケイ)

静 苑華嚴音義云、西域ハ樂人を名づけて乾闥婆と為す。彼

樂人多ク城郭ヲ幻作ス、須臾にして故の如し。因りて即ち龍廬所と

謂ふ。輔、乾城と云ふ。俗に屋氣ヲト云ふ。屋八大蛤也。朝海州

に起ちて遠く視レハ有あるいは似る。近ク看れば却テ無シ」

あらん、又一説に、屋八は大蛤也、故ニ海中の車螯ウミヨフキ(= しゃ

こ)。ホタテガイの異名)を屋といふとあるによりて、屋をおほは

まぐりと訓くんずものあれど、こハ古今の誤なり、もし屋をも

て蚌蛤ハマクリの属とせばいかでかよく変化して、人を害するに

至るべき、屋といふに二種有り、海中屋氣楼をなすものハ

螭龍アマレウ(みち)の属也、亦雉八大水ニ入りて屋となる、といへ

り、雉八本蛇の化するところなれば、その類にしたがふの

ミ、これを蛤とするハたがえ違り、信マコトニ屋氣といふものハ海氣

也、大凡海水の精多く結びて形をなし、散じて光りをなす

ことあるのミ、屋の氣にハあらず、といふ

因云、車螯ハウミあぶぎ、時珍日梵書(不詳)、謂フ之ヲ

牟婆名掛位婆蚌ハなかがたがひ、若水本草にトブカヒ屋

楼画の下ニ大蛤ヲ画くハ誤アヤマリなり

政香曰、屋樓の説八扶桑国考。那古浦屋樓記。昔語質

屋庫。等の書を併見るべし（那古浦屋樓記・昔語質屋庫、不詳）

因云、五十子崎より朝熊峯（わ脱カ）りて橋を架したる如し知多郡二而八俗に大神宮の五十子へ御客に御出なさる橋がかつたと云て、常として怪しむ人なし、近くは天保十一年三月四日、例の如く橋かたりたりと云、又駕籠の如き物が其橋の上を通りたると云政香案、是屋氣なるべし、博識の考をまつ

御津龍灯

古伝曰、宝飯郡御津龍香寺に火あがると云

政香曰、龍灯のあがる処、参河国中二あまたあり、其

地各左二誌す

碧海郡大浜二龍灯の松と云あり、十冽先生（不詳）の詩に

海雨初テ収リ月未レ昇煙波千里黒層々（りりゅうがん）驪龍領下明

珠影飛化中天一点灯 龍灯のおもかげ詩をみても知らる

幡豆郡小嶋龍宮の杜。加茂郡長興寺の松二も龍灯あがると云

政香、東遊記（不詳）ヲ按スルニ云、越中新川郡眼目山に（サツクハ）

七月十三日夜立山の頂より来り、一ツ八海中より来ると云。是八新川郡岩咲村の龍灯と云、彼是を以て考るに、他国二もあり、竊に思ふに、山鳥・青鷺・雉等の光りなるべし

西浦燐火

幡豆郡寺津村西浜二毎年大晦日夜、一ツの火をいだす、

大サ挑灯の如し、終夜其処をさらさず、古伝二万五郎火と

語り伝へて訝（イフカ）る人なし、又人に害をもなさず

但し、万五郎と云八隣村の人にて、昔、人しれず殺され

たり

其の靈残りてかくの通りと云

政香案二

三才函会云、摂津国不動院、二階堂村に在り、毎年三月ヨ

リ六月ニ至リ燐火有リテ飛行ス。円シテ大サ尺許ト相伝ふ。当寺

旧八山伏宗日光坊と名く。村長妻病ニ臥ス。日光をして加

持せしむ。則ち寢室に入ッテ之を祈ル。七日、病愈ユ焉。人

讒シテ曰はく、僧、婦と密通スト也。其主讒を信シテ之ヲ殺ス

日光、憤を含テ死シテ而後火ト為ル。六月以後八江州へ飛行ス

同七十五卷
二十一丁 姥火ウバガヒ 雨夜尺許火珠徐シテ近郷ニ飛行す。之に逢あへ

バ恐怖シテ死を至す者少ナカラズ。俗伝曰、昔、一姥有り、平岡

神灯油を盗ム。毎に私用の為ナリ者。死後燐火ト成ル爾

同五十八卷
三丁 炎舛ヲニヒ
リン（ニ 舛） 燐、俗字鬼火、和名於尔比

本綱（本章綱目の略）云、田野燐火八人及ヒ牛馬兵死スル者ノ血土ニ

入リ、年久シテ化スル所皆精靈の極也

其色青状、炬の如シ、或ハ聚リ或ハ散シ来逼リテ人の精氣ヲ奪フ、

但、馬燈ヲ以テ竹声ヲ相（カツニこする） 襲ストキ 則ち滅ル。故ニ張華曰、

金葉一振テ遊光色ヲ斂ムひとたび
ヲサ

産夫馬塚ウブミツカ

牛久保密談記云、永禄六年三月六日、牛久保の合戦ニ稻（密）
（一五六三年）

垣平左衛門が勇士拾六人討死ス、彼拾六人屍一蓮侘生ト（托）

一所ニ埋ラレシニ、塚ノ辺ニテ月暗き雨夜ナド八産夫馬ノ

如クキヤウクワンス、里人呼テ、ウブミ塚ト云フ

井田燐火

後風土記*延徳二年己酉二月廿日、(一四九〇年)(庚戌の誤りカ) 徳川左京亮親忠(一七一五〇一)

公八、八百四十余人兵を率し織田弾正少弼信秀千五百余と(一五一一一五二)

井田野に於て戦ヒ、尾州勢敗北ス、首六百五十三級を得た

り、此後、井田野にて討死したる敵味方の靈魂共時ならず

大勢にて叫喚の声喧し、其外怪異多かりしかバ、其骸骨を

拾ヒ集め、三河国浄土宗大樹寺ニ大なる穴を掘り大勢の死

骸を埋メ、山の如く築て千人塚と名付く、ケ様の怪異有故

ニ井田野を魂魄野と申けり

如き燐火出て本郷辺まで往て八又帰るを見る人多し、是八

異形の燐火なり

如光ヲ於淵ニ拾フ

碧海郡西端油淵にてニシ 或童子を拾得たり、成長の後如光アルヒト

坊と号し佐々木上宮寺八代目の住持たり、蓮如聖人(本願寺

中興の祖、長祿元年(一四五七) 本願寺八世を継職する時、大谷御坊破却騒動

の時。如光大ニ勤功ありと云、時八(一四六七—一四六八) 八心仁年間なり

寺院奇談(不詳) も此を載す、併見るべし

古井瓊瑠

碧海郡古井村、旧塚あり、何人の塚なるや古伝なし、雨夜

ニ八瓊瑠の

雷公ヲ於井ニ縛スばく

柵補松(一七一—一七五) 云、正徳の頃、小坂井村坂下の茶店の井へ雷

落チて雨止ミ、

井の中を見れば大なるイタチ鼯程ある獸あり、梯ハシゴを下フロセバ
取付て登るを網を二重ニ張り、其内へ入れ捕て細引チヨ(麻
を縫って作った繩)にて繋ぎ置しが、雨天になれば力倍して絞
網クサリ(麻で作った網)を曳切る故鎖を以て繋置たり、何を食す
るとも知らざれば魚鳥虫類等を種々ニ与ふれども食せず、
七・八日過ぎて死たりと云

政香曰、是八雷公ニあらず雷公につれて出る処の獸なる
べし

チナミ因云、柵補松云、元禄年間宝飯郡国府村の民家の井に
雷落たり、亭主、麩板めんいた(うどん粉を伸ばす板)を覆かぶし冠セ俵を三
四俵おし壓しとし置き、雨止て後村中の者告て民人数百
人竹鎗など持来れども、雨止て後如何あらんと怖畏せし
が竦々ソズ、ソズ(おそろおそろ)此蓋を取しに、井中静ニして何の気も
なし、此時徘士芭蕉翁、同邑の梅可が方に止宿セリ(三河
藻塩草にあり)、この人も来りしが、案外の事なれば皆人

惘然ぼうぜんとして大笑して去けり、于時とき芭蕉翁

あがるべき便たよりなければ雷の

井戸の中にてなくなりけり

政香案ニ此八形なき雷なり、又

幡豆郡羽角村の農家に雷落たり、初棟はじめより南の窓もと
に落ち窓より家ニ入り囲炉裏の辺をめぐり、のほくと
して茶釜を釣し繩切れて茶釜も囲炉裏ニ落たり、其より
東の窓を破りて空にのぼりたり、其窓の敷居サケの析たる
痕アト今も存せり、其節亭主八留守にて、女房、子を連れ
て奥の蚊帳の中ニて見たるに火なりと云

政香案ニ此八火の玉なり、又按ニ

柵補松云、吉田竜招(枯ねん)寺塔頭悟慶院前の榎へ雷落て
ふたかかえ
一一抱余の大木四・

五ワニ割裂レたり、其処ニ薄墨色にて長四寸程、毛二十筋ばかり落たり、予幼年の頃ミづから見たりき

又近年、設楽郡大宮村ニ雷落たり、其跡ニ鳶色トビにて長式

尺計三角毛ありし由、長篠村の医阿部玄喜見たるよし物語れり

政香案ニ、此八長き毛のある獣なり、又落たる木に爪の

痕アトの存する八爪ツメある獣なり

又田畑に落れば其処の苗必枯るもの也、是八火毒の然らしむならん

政香曰、心得たる人八、落たる処の苗をヌキステ抜捨、其四方ニ

しめ縄張れば毒気広がらず、作物ニ害なし、此をためし

ミるに相違なし

雷の説まぢノノにして一ツならず、委しく八ハ参河志雜部を併せ見るべし

浅畑大蛇

柵補松云、長篠と浅畑村の間向ニ大木の杉五・六本あり、

其杉の内に祠あり、此処に岩窪あり、三尺巾四尺計也、

此穴に大蛇住むと云伝り、近所せい腥氣なまくさ（腥い空氣）ありて

山人も近所ぢくじへ往事を得ず、若し過行て其氣を受る時八

煩ふと云、此蛇、夏夜中などに八浅畑村馬崩と云所へ

通ふと云、其形を見たるもの八月も煩ふと云、蛇の

長サ五・六間、頭四斗樽ほど有りと云

吉田三蛇

享保中、吉田新銭町裏民家の井をかゆる時（井戸

替替えの時）、井の中より二尺余の蛇二・三疋曳上し

に、何れも耳あり、捕んとせしに竹藪の中ニ入って

行方を知らずと云

欠間ノ櫨樟
カケマ ヨシヤウ

宝飯郡御油橋の隣ニ白山権現を祭る小祠あり、其地を欠間
と云、境内ニ楠あり、蟠根はんこん（瘤のようになった根）朽チて洞の如し、

無宿の非人屋どり、火など焼けるによりて天明六年丙午

惜かな蟠根の内より火出て終ニ世に珍しき大木ヲ焼
けり、今残る蟠根の大なるを見て、古喬木のさまを推し
て知るべし、根の傍にヒコバへ 蘂 を生じて今に繁茂セリ

因ニ云、喬木蟠根の内に非人を屋どし、火災に逢るためし
多し、もし喬木あらん人八心して。な屋とし。給ひそ

詩ニ曰

梢ハ行雲ヲ 礙へ 朶ハ丘ノ 若シ 山靈愛護ス 幾千秋 疑ふ 共ニ

東海扶桑ノ 影カト 朝ハ 張州ヲ 覆ヒ 暮ハ 遠州

天道大杉

設楽郡黒川村伊太夫の内ニあり、俗ニ天道杉と云、蟠根朽
て洞ホラの如し、其穴の中ニ忒間鎗がおさまると云、此一ツを
推して大木なるを知べし

政香曰、天保の頃、杣人（買フ）かふて朽残りたる処を板とな
したるに、木理（木目）よろしき板あまた挽出ヒキしたり、杣
人八代金多く得たるを 歡ヨロコブども吾輩八三河国の喬木を
失ひたりといたくなしミけり

一 茎四穂麦 茎ノ長サ式尺八寸、圍壹寸式分、四穂実合百五

拾余

天保八四年(一八三七)、幡豆郡寺津村、一茎四穂麦を生ず

贊曰

源政香

奇哉嘉麦 一茎四穂 珠実紫うら含み 瓊葉けいよう (玉のように美しい葉) 翠

二 染ム 浩々天工 赫々神賜 治政善の為 此ノ祥瑞ヲ得タリ

因云、今上皇帝あやひこ惠仁君(在位文化一四年―弘化三年) (第百二十代仁孝天皇) 御製

賤しずの時年まく越草(麦の異名)の左りまき卯月の頃は豊なりけり

天保八年春の御製と承り侍る、麦の穂豊年に八左へまき、

凶年に八右にまくと云、寺津村ニ生ずる四穂麦八左りま

きなり

御製によれば豊年の瑞と承り聞人ことに歎び侍る

尾張国名古屋神谷氏より贈られける長歌 因チナミニ左に

誌す

詠嘉麦歌一首并短歌 元隆

古の神の御世より葦原の水穂の国をかたりつぎい

ひつぎきにし 天皇のきこしをす国 たなつ物(穀ニ五穀の

総称) 満たる国を 天地の千万神のいかさまにおもほし

めせり こぞの夏一日もおちずふる雨の間なく時な

くいで八しもさらにもいはず大野原 おひたる物八

盡ことごとにくたしはてぬれ(腐ってしまった) 田ちからもいか

にかハせむ しもとゝる(細い枝で作った鞭をもって) * 五十戸長(里長)

が聲ハ ねやのと(寝室の戸口) にひゞきわたりて すべも

なくなげきし物を 此年八し春立しより吹風も枝もな

らさず 降雨も時にかなひて 大麦も小麦もともに大野

々に満あからみぬいな筵三河国の大船の幡豆の郡に

一本によつほの麦のあやしくもおひしと聞八豊年のし

るしなるかも天地神の御蔭をなほざり(等閑)に思ひます

りし天のしたよのまがことに大直日なほびの神のいま

す世八たふときろかもよろしきもあしきも神のまに／＼

と思ひ畏むミな人の心になりぬ煙なきやどをめぐミし

天皇の御世おもほへて今より八 大御民もとミさかえなむ

反歌

* 豊受の神にこひのめ天のした

おほみミよらバいやさかえなむ

麦の言葉

政幹

食物のなかにたぐひなく(類なく)めでたき八米にぞあり

ける、しか八あれど民草の朝け夕け(朝餉夕餉)にものす

る(食する)八おほかた八麦なりける、こはかけまくもか

しこき大気津比賣神の御身に生初てより万代ふれど

もつくることなく千五百秋ミつ穂の国八いふもさらな

り、こと国までもいゆき(異) (い行き、「い」は接頭語) た羅はして

此神のミたまのふゆをうけぬ国や八ある、こゝに天保

七とせ(一八三六年)といふ事の春より雨いたくふりつゞき、

弥生の花もミるかげすくなく、若葉かくれの時鳥もし

ほるゝばかりにぞ有ける、みな人のめであふなる秋の

もなかの月(仲秋の名月)も曇りていたづらに夜をあかしけ

り、冬になりミ空晴たる日八わづかに十日あまり

成八豊受姫の神のミたまもはぢ(御魂)は(ミ)ひたまふによしなく

まかつひの神(禍津日の神)のあらびにて(荒)、飯飢人八かぎりな

く野にふし道(*)こちやせるたま(ミ)みる目もあはれなりけり、

こゝになほびの神のくすしき(直毘)いさを(奇)によりて、同

じ八年といふ年の明初てより月にまし日にまし麦の苗(あけそめ)

弥栄えにさかゆる中に、三河国吉良の縣(あがた)寺津の里に

一もとによつ(一本)の穂なれり、こ八昔より豊なる年のしるし(四)

と言ほぎ伝ふ、其ほぎ言に違はず国の名におふ豊葦原のめ(祝)

でたくゆたけきとしと八なりぬべき

あがこめるあけ田の麦も葦草もよるこぶ色ぞほのミえ

にける

一蒂(たい)てい=果実の号) 四房綿

幡豆郡寺津村二天保八四年二生ず

賛曰

政香

元(ト)崑崙種 日域(けつ)擷(つみとる)ヲ得タリ 秀(テ)黄花ヲ生ジ 綻(ほころぶ)ヒテ白雪ト

為(な)ル 一蒂四房 单皮三裂 桓武帝後 未(ダ)此悦(ヲ)聴(カ)ズ

いにしへにありと八きかず三河路に見(ミ)のめづらしき

綿八おひけり

詠四房綿桃歌(并短歌)

親業

玉ちほふ神のさちわひ給ふらむ 異国にしより三河なる

国に渡し

いにしへよりためしもきかず 草の綿 そもひとくきこ

四ツ房の桃なり

おもり 秋風の立にし日より恵み出て 白雪つもるこ
とくなり いといとめでたき此綿八 国もかはらず幡
豆郡寺津の里に生出て 豊年御代に限りなく 尽ぬゑ
にしのいさをぞと そりり／＼て民草の よろこぶこ
ゑをいちはやく 政香の君の尋より なほ広はたの八
はたなる神の御はたとあふぐなり また八衣の内にい
れ 糸となして八をり出(織り)て 夏八ひとへのうす衣 春
八花染折／＼に そ八かわるともつかの間も さらぬ
八ころも よの人のたからなりける物ぞとて きぬ打
きせて箱にいれ はやさせ給ふことぞかしこき

反歌

三河なる国のいさほやまそるらむ

むかしもきかめつたのよしふせ

牛地巨桜

加茂郡牛地村俗称弥右衛門の庭二あり、こ園国(國中)第一桜の
巨樹あり、好事の人多く来りて賞す

政香案ニ、大扶桑国考に扶桑八桜なりといへり、然れ
バ桜に巨樹ある八むべなり

トンビウツ、ジ
鳶尾躑躅

加茂郡鳶尾村ニあり、大サ四抱余 希代の躑躅なり

政香案 三才図会九十五卷 凡紀州・遠州等山中躑躅山鶉花サクキ

共ニ大木多シク 高サ一・二尺周リ二尺者有リ、此等の類にて

いと大なる躑躅ツハジ

奥郡鸚鵡

渥美郡石神村の内馬伏にあり、或曰、イカハツ 高サ式間横二

間半余の巖也、此地平山にして前二細流あり

政香曰、鸚鵡八人語の真似をなす、此巖の傍にて物語八

共に応ずる事鸚鵡鳥の如き故二俗に鸚鵡石と云

勢州駒ヶ野・志州磯部・筑後国上妻郡矢部村枳柘^{ヤベクス}ラビ岩

も鸚鵡石と云

詩曰

政香

巨巖口無^{なく}シテ兀^{こつせん}然トシテ歌フ、吾唱へ吾歌フ、応ずる者誰、

野笛山琴清濁似タリ丘 木客有無疑フ蜀桐徒^{いたすら}ニ刻^て

須^{すべから}ク相讓^{あひ}ヘシ。晋の石能ク言フ未だ必奇ナラズと。縦^{たこ}ヒ翠

禽を擬^{シテ}筆ヲ授クト雖^{ドモ}、賦才争止^{イカデカヤマ}ン称衡詞

佐切動石^{ユスリキ} 漢名 一指石

加茂郡上佐切村、又同郡菅生村にあり、巖大サ丈余、数十

人して推すともたやすく動くべからず、然るを指にて推^セ

バいとやすく動く故ニ動石と云

政香曰、雲根志後編^{卷一}三丁(不詳) 震石

上野国榛名山ニ豎横凡七尺許の大石あり、指を以て

ゆすれバ動揺甚だかるし、大勢力を用ひてゆすれバ^(輕)

すこしも動かず、又土佐国幡多郡蹉跎の岬に岩あり、

下なる大石を指にて

ゆすねばいよゝ動て休せず、後に八大石をはなれて飛

揚するなり、此処ユルキイシ震石と云、又淡路国千光寺山にも

同様の石あり、里人動止石と云

同卷十四丁 近江国草津の駅より東へ三里、山寺に金勝寺

といふあり、即チ山を金勝山といへり、当寺二王門の前

通りより一町許南山間の平地に大サ七尺六面なる円き

石あり、其南西の方より指一本にてゆすねば即動く、久

しくゆすねば次第に動く事甚し、又数人力をもつて是を

ゆすねば一向動揺せず、依而一指石と云

事文類集(不詳)ニ出セリ、嚴州府の一指石の類なるべし

政香又曰、山城国笠置寺・越中砺波郡石動ユスルギノ駅あり

三才図絵卷七十 能登国能登郡石動寺ユスルギに在り、石動山ト名ク

藩幹譜七卷上 前田郡ニも十年能登国石動山の敵を討亡

しニ云、此等の類なるべしタケヒ

神代巖木

賀茂郡龜頸の里にあり、地を掘る事深サ丈余 尽(ユスルギ)く巖也

俗ニ岩木と云、里人斧にて碎き薪とす、少しく臭気あり、

予見まほしく、天保と云年の二とせ九月六日、彼地ニ至

りて見るに聞きしに違わぬ化石なり、一片乞カケ歸りて今ニ所

持セリ

政香案ニ、石炭 三才図絵卷六十一 筑前黒崎村・

長門舟木村多有之、土人掘山取之以て薪に代る。其氣

臭ク(サ脱)シク彼地ハゲヤマ咳多而柴薪之シク此の一助と為す

三才図絵六十一卷九丁本綱松石今処州ニ出ツ。松幹ノ如ニシテ実ハ石也ナリ

或云、松久しく化シテ石と為る、人多ク取リ琢ミガキテ枕ト為ス

是不灰木與相類トス

按、松樟楠之株地中ニ埋レ年久しく而石シテ成ル、半ハ外に出ル

者ハ榑ちよ理未ダ変を尽クサズ。又、杉木海水に漂て石と成る

者有リ

春波楼筆記西洋天地開闢ひやくヲ記ス書ヲコロトトヒストリ

と云、其書中ニ樹の土中ニアリテ石ト化シタルニハ硫黄の

氣ありて石の如しと云、又、按

三才図絵曰、筑後御氣郡楠田村楠の化木あり、一村地中

残ず之有りと云、按ニ

空華談叢に貝原篤信(貝原益軒)の木曾路記(不詳)を引て

曰、老曾森八愛智川ト武者の宿の間ニアリ、老曾村ニ

町あり、此あたりにスクモ(スクモ石ニ石炭の異稱)と云物あり、

地を深く堀(掘)て取る、墨の如く柴の葉の朽たるが如し、

中に木の枝のあるもあり、火を付ればよくもゆる、里人

此を堀(掘)りて薪とす、此等の類なるべし

木の石ニ化したる八大扶桑国考ニ委しく論ぜり、併見る

べし

東大古瓦

伊良虞ハツタチ河原ハザマと云処より東大寺とカイ書にて銘ある古瓦掘得る事多し、古伝ニ河より東大寺の瓦を製したりと云

政香曰、東大寺と銘ある古瓦一枚或ヒトより得て珍藏セリ、則ハツタチ河原より掘得たるなり、聖武帝の御代の瓦か再建の節かいまだ慥タシカなる証を見ず、聖武帝、東大寺建立八国史明記に昭々たれば贅ぜいせず
因チナミ云、元亨二十八卷積書十三丁（七四九年）天平勝宝元年十月二十四日、大像成ル、年ヲ経ルコト三歳、改鑄ルコト八度。殿高十五丈。東西二十九丈。南北十七丈。東西兩塔各高二十二丈。十二月丁亥、帝（孝謙天皇）及ヒ聖武上皇、寺に幸シテ仏を礼ス云
東大寺再建八

元亨積書十四卷（一一八〇年）治承四年、東大寺寇火ニ罹レ、朝廷源ニ令シテ

幹事ヲ領セシム源以為ク昔聖武大帝斯役ヲ拳グ中略（一一九五年）

建久六年春三月、落慶ス、上天上皇、百司を従ヘ寺ニ幸ス。

大將軍源賴朝監護宿衛ス

政香案ニ、建久五年製したる瓦としても天保四巳年迄六（一八三三年）

百四十年を経タリ

三才函会七十二卷（一五六七年）正親町院、永祿十年松永弾正（当国信貴城主）兵

火又回祿（炎上）ス、而して大仏御頭焼落ス、時に当国画工山

田道安とといふ者有リ、富財（なげつ）抛チ之ヲ補フ。而シカレバ仏在リテ殿

無シ也。凡百貳二十千、時に東大寺僧龍松院、再興の志願ヲ発シテ

勅許台命ヲ奉シテ貴賤ヲ勸メテ堂ヲ建ツ龍松院宝永二年（一七〇五年）

酉七月十二日半途ニシテ江ニ叙ス

新始（一六八八年）、貞享五年四月二日、千僧供養、棟上、宝永二年十月

堂供養、宝永六年四月八日

ミウチサハ サンセウウラ
箕打沢ノ鯢魚

加茂郡箕打沢村の内金蔵といふ処に家六軒あり、夫より

山へ入ること一里余、谷水の流あり、アンカウを生ず、大

なる八四・五寸、小なる八一・二寸あり、腹中病ある輩

土用中彼地に到り生ながら盃に入れ、或八掬してキク(すくって)

水共ニ此を吞む五・六或八十匹或八貳十匹ばかり吞めバ疾

瘳イユ(病氣かなる)と云云、近年國中八勿論他国より吞ノミ来る人

多しと云云

政香曰、アンカウの漢字未考按

大日本史廿六卷 文徳天皇仁寿二年壬申二月七日癸酉(三月七日)

の壬文、近江椒魚ヲ獻ず

日本後記云、延暦十六年八月、掖庭(後宮)溝中魚ヲ獲タリク

長サ尺六寸、形チ常魚ニ異ナリ、或云ク椒魚サンセウウラ、深山沢中に

在りと

用藥須知附録(不詳)云、鯢魚げいサンセウウラ 痰の根切薬に生蝸蝓かつゆ

イキタルナメクシヲ 吞ム方あり、元氣の薬に鱮魚トシヤウを生ながら吞

むもよし

文選十卷 楚王ニ対し問ふて云はく、夫尺沢の鯢コサメ、豈ニ能ク

之與これト江海之大量量ンヤ也

鯢をコサメト訓を付たり

三才図会五十卷 鯢音倪 本網鯢てい (魚扁に帝ニさんせうニお) 二種有リ。

溪澗中者ヲ鯢ト名ク。江湖中者ヲ名ク。形・色鮎ノ如シ。又

獺ニ似タリ。四足腹重鱗囊ノ如シ。身微ク紫色ニシテ鱗無シ。

鮎ト與ト相類ス。剖テ之を視ハ中ニ小蟹・小魚・小石数枚有リ

也。但し腹下翅形足に似タリ。能ク樹ニ上ル。其の声見啼クが

如シ。故に又締の名有リ。其の膏あらい、之を燃ハ耗肉ヲ消スず

甘有毒 按鯢

洛之山川オホ及ヒ丹波・但馬処々ニ之有リ、頭面鮎身ニ似る。守

宮蟲(ちもり)に似タリ、

略山椒ほらの氣有り、故ニ山椒魚ト名ヲ。 伝に曰、之を食ハ能ク

かくなつ 囁か噎く(シヤツクリのことカ) ヲ治ス 未だ試みず

政香前書ニ扱レバ鯨とも椒魚とも書ベシ

仏法僧鳥 フツホウソウ 一 二三三玉鳥サンボウと曰フ

鳳来寺に栖テ仏法僧と鳴といへり 政香按ニ

扶桑略記二十四卷 延喜十八年八月十四日夜、五條后宮松林(きさのみや)仏

法僧鳥鳴ク 衆人奇異ナルヲ聞ク。 去ルニ日ヨリ法華經ヲ講ス

三才函会六十五卷 烧山南部領ニ在リ。 大畑ヨリ登ルコト二里半許リ。ヤケヤマ ハカ

当山異鳥有リ、 鳴声仏法僧ト言フ如シ。 日光及レ高野亦此鳥ヲ

有リ云云

同六十七卷 日光山ニ於テ法華ヲ転ス。 忽チ靈禽鳴クを聞ク。 其

の言ハ仏法鳥ト呼フガ如シ。

俗ニ三宝鳥ト名ク。 天海曰、 伝教大師初天台ニ上ル時ト、 此鳥ト

を聞ク。 其ノ道大ニ弘マルト云フ

海老エビノ化石

雲根志卷三 十六丁 (不詳) 参河国海辺ニ得タリ、 首尾八無シ、 しか

れども慥ニ海老ナリ、 所々に化シしたる海老ヲ見ルに他ノ海

老ナシ、 皆伊勢海老ナリ、 是又土ニつマれ共ニ石ト化ス、

仍レ之首尾全ク拔ケざる八稀ナリ、 蟹石同類ノ物也、 山城ノ

伏見ノ土民マれに堀得タルあり、 万物造化論ニ土中ヲ堀テ

海老ノ化石ヲ得ル事あり、 桂海虞衡志(不詳) 及レ本草ノ石

蝦是なり

塩津潮泉

塩津村新治真家の井より塩を出すと云

設楽郡^ニあり、長篠より五里余北に当れり、潮水出る井あり

諸葛丞相、相往^テ之^ヲ視^ル。後火^{ウタ}轉盛熱の盆井上を蓋^フ。塩を煮^テ塩^ヲ得^{タリ}ト云

此処より奇石を出ス、塩吹石と云、^(燕力)石の類か、奥

州飯豊山^井六十里越^ニ潮泉あり、之を酌^{くみ}食塩とす

三才函会^{百五卷 六丁}井塩、井鹵^ろを取り煎鍊る者、今四川雲南出

る所是也

又云、奥州会津・米沢之交山岨、六十里越と名^{ケル}処、井塩

を出す、大小^ニ処有^リ。相去ること三・四尺^{ハカ}可^リ。其の外

井塩^ヲ出^ス。池塩^マ処間^ノ之有^リ

空華談叢^{卷四}本草綱目云、四川雲南塩井有^リ。井鹵^ヲ取^リ

煮^テ塩^ト為^ス。

博物志(不詳)曰、臨^{じん}邛^{きやう}(臨邛^{秦の時代に置かれた真の名})火井一所^{アリ}、

縦広五尺、深^サ二・三丈。昔時人竹木を以^テ投^シテ以^テ火^ヲ取^ル。

圓機活法四卷六十二丁（不詳）漢書云、蜀、塩井有リ。羅褒塩井ヲ以テ

富メリ

三才図会六十五卷十八丁 塩泉ハ奥州若松與米沢との中間に有リ。大山

有リ。六十里越下名。其の頂塩ヲ生ズ。池ニ非ズ、井ニ非ズ。

而して涌泉也。ナリ彫シテ大木株を穿ツ。形桶ノ底無キガ如シ。以

て其の泉を囲ム者二処、一ハ右に在りて大ナリ。左に在ルハ而

して小ナリ。之を汲取リテ食塩ト作セドモ尽コト無シ。此れ中華之

四川雲南所有塩井の類也

能登瀨湯ノトセノユ

柵補松曰、温泉に非ズ、谷河の中岩の窪にたまりたる水を

汲取り沸して入湯すれば疝積一七日にて平癒すと云

或曰、能登瀨より鳳来寺迄五十丁の間人家なく山道なり、

然ども坂八なし、

多くあるもの八猿なり、木の枝に数匹むらがり居ること

夥し、若人石礮を打バ猿又打返す、此によりて疝を被る

もの多し、甚しき八死に至ると云、境に入て八禁を問へ

と云事誠なるかな

枝下ノ源吉シダリ（目録には源吉である）

加茂郡枝下村の人なり、百姓源吉の先祖へ賜る御書ニ曰

勘八山ニ同勢数十人楯籠候ニ付早速注進ニ依て之を擒トメ

訖おわたぬ後年此書付持参の節八時の將軍より宜敷恩賞沙

汰可有之依而如件 家康

此御書附、源吉仏壇の内に置しに、或盜取、御名を切と

りて

唐紙にはりてあるを余人見付て源吉ニ告^{つげ}ける、源吉驚て其

の旨^{ムネ}を諭^{サト}(諭)し、はぎとりつき合して御名を載たり、後公

辺にねがひ出たれども御本書切候段^{そこつ}屢忽ニ付御取上^ゲこれ

無、徒に帰村したり^云

武節村半四郎なる人も予に談^(語)れり

大山嘉右衛門

駿遠三三ヶ国射道免許の御書付

弓の事

駿遠三之内^者不論、農工商諸士同様ニ宥^シ畢、若論議之

節^者中山之手寄可致加勢者也

藏人元康御判

中山の庄 天野與ニ 鈴木右衛門ニ^(ママ)

右の通り御文面也、此御書付、当時嘉右衛門方ニ秘

藏セリ

万歳楽舞

三河国院内村・別所村より毎年江府（江戸）へ赴き、御城におゐて歌舞す、是を万歳楽と云、其始を尋ぬるに

当国幡豆郡西之町村実相寺伝記ニ曰、開基八聖一國師二代を應通禪師と云、入宋帰朝の節、連歸りし異國人活計に疎し、其人々の口を糊する為に祝言を作り年始に歌舞せしむ、其子孫今の森下の輩是なりと云、又古伝ニ曰、大江定基三河刺史たる時、仏法伝來の文句を作りて同国刈谷の郷土吉良太夫ニ教へ諷しむ、男踏歌（多数の人が足で地を踏み鳴らして歌う舞踏）の遺風なりといへども政香案ニ定基八六十六代一条天皇御宇の人

應通八八十九代龜山天皇文永以後の人なれば、其間凡

二百五拾余年前後の相違あり、然ども大日本史ニ是の日、漢人踏歌を奏すとあれば、万歳楽の号ハふるく伝たり、其後定基主ニもセよ應通禪師にもセよ踏歌万歳楽ニ倣ナラヒて漢人歟あるハ吉良太夫に教て歌舞をなさしむるなるべし

淨瑠璃始

淨瑠璃とてふしを付かたるあり、其濫觴を尋ぬるに、三河国矢作の里金高と云長者あり、其の女源中納言師仲卿になれそめて一女子を生ず、是を淨瑠璃姫と云、成生後源義経卿になれ親しミけるに、程なく義経卿奥州へ下り給ふ、離別を悲しミ病氣となりてミまかりぬ、其始末を

天正の頃、瀧野・沢角の二検校、御曹司と浄瑠璃姫と赤裳の事を十二段二つどり三弦和してかたれり、是世に所謂イハユル浄留理の〇はじめ也

龍城猪ちよ（ゐのこゝぶた、野猪イノシシ）糞かん（まみ・まみたぬき）

（一八三九年）

天保十亥年秋七月十三日夜、何某岡崎城中を過る背に負れたるものあり、脇指を抜てさしければ前二飛んで怒り噛かみつかんとする勇あり、終に討殺して通り、翌朝其趣を殿へ申上げる、彼獸を取寄せて御覽あれバ猫マミ（たんゝまみたぬき）なりと云

政香案に猫マミも人を害するか、博識の考をまつ、按

本網猫マミ八山野間二穴居ス、状かたチ小サキ猪とん豚とんに似る、形体肥、而

して行コト鈍シ、其足はん躡躡者足掌也（獸の足裏）其跡じゆう内内（獸のあし迹）

アリ内者指頭跡也其耳聾すなわちシテ人を見、乃走ル、短足短毛尖くちタル喙

褐毛頭ヨリ尾に連る、毛一道黒シ、能地よく二孔をほり虫蟻瓜果ヲ

食ク、其の肉土気を帯ビ皮毛狗かん・糞肉かんに如しかず 野獸中惟おもん（おもん）

みるに猫肉最甘美、瘦タル人ヲ益ス

大嶋海獺 ウミウシ

天保十一子春三月、三河国宝飯郡大島にて奇獸を得たり、

形図の如シ(図無し)

或曰、水豹アザラシならんか。又曰、胡獺トト(獺ヒン、かわうそ)ならん

と、政香按

三才図会卷三十八 水豹アザラシ八大四長尺灰白色豹文有、皮ハ剥キ松

前ヒ販サグ、其皮薄、毛短して用に堪えざるなり。此図豹文

なし、水豹アザラシにあらず(図無し、三才図会参照)

又曰、胡獺トト本綱を案ずるに、海獺ウミウシの類とありて。形大概ハ

似たれども前鬣ヒレナカ中ばにあり。尾ヨソネ尋常の魚の類にして鬣ヒレ式

ツにわかれて秦龜イシカメの尾の如きもの其間ニあり、政香案ニ

図に拠りていはゞ海獺ウミウシか。獺ウシに三種あり。川獺カワウシ・海獺ウミウシ・

山獺ヤマウシ是なり

本綱曰、海獺生海中獺に似る、而して大サ犬の如し。脚下

皮有り、胼ヘンホウ拇ヘンホウ(胼タ・まめ 拇ヒ親指)の如し

三才図会卷三十八 海獺ウミウシ処々海中に在り、状チ獸魚與相半者。其

大ナル者モノ六・七尺、頭面肩に至る。牝鹿メジカ類ル。耳小ニ眼大ナリ。

利齒有り。背身毛細密。而して短カ微赤土器色ニシテ美シ。

両鬣ヒレ末黒ツ手に似タリ。是以下腹大肥尻窄ク(すぼまって狭く)有尾

長バカリ一寸許。龜尾に似テ黒ク尾を夾テ鬣ヒレ有り。黒色縦ニ五畔有

り。近き端ハシ前一寸許の処黒刺爪有り。立行ト欲スレバ則之

を拡ヒロ開キ以て足と為す。肩を以て上ヲ水面に出バ獸に似タリ

也。潜クり游おもがんと欲おも之を窄伸す。魚尾の如ク然リ

政香曰、本草綱目・三才図会に拠れば、海獺とおもはる、

しかし見聞のミにしていまだ真を見ず。真偽の弁にいたり

て博識の考をまつ

尾、秦亀を兼ね齊ひと、面おも猫與一般、魚與獸と弁要レハ

笑テ模 看を作る。

蝙蝠のたぐひならめやい(お)を(む)と見无毛ものと見ゆる(こ)

れの海獺

因チナミ云、昔年三河国渥美郡東浜にて獲たる八状犬カタチの如

く。惣身細毛、豹文あり、大サ三尺余、塩シつけて江戸へ

贈(送)ると或人かた談れり

政香案ニ惣身細毛を生じ豹文あれバ水豹アザラシ(衍)しなるべし

舞木鬼女

里人談曰、享保年間、三河国宝飯郡舞木村新七妻八

名八いわ、京師より来れり、廿五歳ニ鬼となり、火葬の地

に至り死骸を喰けるを里人見付て大勢にて逐ひ捕へんと

せしが、山を越て行衛を知らずとニ云

政香曰、舞木村八加茂郡・額田郡ニあり、額田郡舞木村

何某に問へバ鬼ニあらず、発狂して餅を火葬の処へ持行

○焼食ヤキするを 里人見て死骸を喰なりとて騒さわぎ、見に往

けれバ餅を焼きて喰ふて居たり、其より外へ出さず終に

病死せりと談れり

凡怪誕(かたよつたこと、あやしむこと)八此等の類多し、タケヒ悉コトゴト
く信じ難し

アマキ
甘木備後

近世拾遺物語一名古今拾遺物語(不詳)、出羽国庄内甘木備後アマキ

二三河国鳳来寺の薬師身代りになりて妻の毒殺に遇給へる
物語あり、事長ければはぶきぬ